

みづき会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 本規程は社会福祉法人みづき会（以下法人という）定款第9条に定める評議員及び同第23条に定める役員（以下役員等という）の報酬及び費用弁償等に関する事項を定める。

(通常の方法業務に関する報酬)

第2条 役員のうち理事会及び評議員会以外の日においても法人業務を行う理事に対して報酬を支給する。

- 2 前項の業務にあたる役員は理事長及び常務理事とする。
- 3 支給額は、理事長月額15万円、常務理事月額10万円とする。
- 4 定款第23条に規定する役員の報酬の各年度の総額は3,500,000円を超えない範囲とする。

(理事会及び評議員会出席に関する日当及び費用弁償)

第3条 役員が理事会又は評議員会に、評議員が評議員会に出席したときは、日当及び交通費を支給する。

- 2 日当は5,000円とする。但し法人職員を兼任する役員等には支給しない。
- 3 交通費は、公共交通機関を利用した場合の実費とする。但し木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市在住の役員等及び法人職員を兼任する役員には支給しない。

(監事監査の日当及び費用弁償)

第4条 監事が監査の業務に当たった際の日当及び交通費は前条に準ずる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は日当及び旅費を支給することができる。

- 2 日当は3,000円、旅費は公共交通機関を利用した場合の実費とする。

(支給日)

第6条 第2条各項に定める報酬については当月25日、第3条各項及び第4条に定める日当及び交通費については翌月25日に支給する。但し支給日が金融機関休業日の場合は、前日に支給する。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成21年3月26日付制定「定款第8条に定める役員の報酬について」は、本規程の施行日をもって廃止する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。